

群馬計理ニュース

前橋市広瀬町 1 丁目 14 番地 19



株式会社 群馬計理

TEL 027-261-3787 FAX 027-261-3789

URL <http://www.gunmakeiri.jp>

E-mail gunmakeiri@sky.plala.or.jp



コルリ

(撮影 直井 一幸)

株式会社 群馬計理

経営理念

私たちは、社会正義を貫き、平和で健康な社会を作ることをめざし総合的・専門的な経営支援業務を通じて中小企業の経営を守り、発展させ、地域社会の繁栄に貢献することで、自らの生きがい働きがいを実現します。

基本方針

1. 納税者の権利を守り、経営の発展につくします。
2. 働きがいのある会社づくりをめざします。
3. 努力を常とし、お客様と共に成長します。

★4月の税務★

2月決算・・・法人税・消費税
8月決算・・・法人税予定納税
消費税予定納税
5・11月決算・・・消費税予定納税

★ミニミニ金利情報★

■金利情報■

基準割引率及び基準貸付利率 0.30
短期プライムレート 1.475
長期プライムレート 1.00
政府系金融機関基準利率 1.11～2.90
(3/19 現在 年、% DDK だより)

令和3年3月決算の留意事項 I

1 法人税率等（平成31年度税制改正により）

【概要】（会報175号参照）

原則として普通法人又は人格のない社団法人等の法人税率は23.2%とされているが、資本金1億円以下の中小企業者等の場合、各事業年度の所得金額のうち800万円以下の金額については、軽減税率が適用される。（年800万円を超える金額については23.2%）

この軽減税率（本則）は19%とされているが、令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度については、15%の軽減税率が適用されている。

（令和3年度の税制改正により、この軽減税率の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長）

2 所得拡大促進税制（措法42の12の5）

【概要】（会報167号参照）

青色申告書を提出する中小企業者等が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができることとされます。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%が限度とされます。

（令和3年度の税制改正により、適用要件が緩和され2年間延長）

3 中小企業経営強化税制（措法42の12の4①）

【概要】（会報154号参照）

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等をして指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金が3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択することができます。

対象は新品の機械装置（1台160万円以上）、工具・器具・備品（1台30万円以上）建物付属設備（60万円以上）ソフトウェア（1つ70万円以上）等です。

適用対象となる設備の明確化（平成31年度税制改正により）

働き方改革に資する設備（休憩室に設置される冷暖房設備、作業場等に設置されるテレワーク用PCなど）も、適用対象であることが明確化されました。

適用時期：平成31年4月1日から令和3年3月31日までの期間

（令和3年度税制改正により2年間延長され、経営資源集約化設備(D類型)が追加）

4 中小企業投資促進税制（措法 42 の 6①）

【概要】（会報 153 号参照）

青色申告書を提出する中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をして事業の用に供した場合（貸付の用に供した場合を除きます。）には、基準取得価額の 30% の特別償却又は基準取得価額の 7% の税額控除を選択することができます。対象は新品の機械装置（1 台 160 万円以上）、ソフトウェア（1 つ 70 万円以上）、貨物自動車（車両総重量 3.5 トン以上）等です。

適用時期：平成 31 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から令和 3 年 3 月 31 日まで
（令和 3 年度税制改正により 2 年間延長され、指定業種に不動産業、物品賃貸業、その他の飲食店業（料亭・バー等）が加えられます。）

★今月のニュース★

- ★前代未聞 20 法案・条約に誤り
- ★消費税導入 32 年 → コロナ禍で危機 5%減税が焦点
- ★みずほ銀行 2 週間で 4 度障害 → データ移行 過大な負荷
- ★「首相長男と会食 総務省 12 人接待 38 回」 → 総務省幹部 4 人処分へ
- ★ヤフー・LINE 経営統合 → 国内最大級 IT 企業に
- ★愛知リコール署名偽造 → 大量不正 組織的か
- ★改正高年齢者雇用安定法施行、努力義務 → 70 歳就業 企業の半数対応決めず
- ★河井元法相保釈へ → 5 回目請求、保釈金 5000 万円
- ★同性婚否定は「違憲」 → 初判断「法の下での平等反す」
- ★前橋の養豚場 豚熱殺処分は 1 万頭 → 国内最大規模 消毒や野生動物対策徹底
- ★福島・宮城 震度 6 強 → 東日本大震災の余震 10 県 157 人負傷
- ★カジノ勝ち金非課税 決定 → 海外客対象 国内客も脱税余地
- ★辺野古の耐震データ偽装



ご注意を！！

今年は 3 年ごとの土地・家屋の「評価換え」の年です。
固定資産税の通知書が届きましたら、課税内容をご確認下さい。
ご不明な点がありましたら、各市町村にお問い合わせ下さい。

■4月からの制度変更■

社会保障	<ul style="list-style-type: none"> • 公的年金の支給額 0.1%引下げ • 65 歳以上の介護保険料が各地で値上げ
買い物	<ul style="list-style-type: none"> • 消費税の「総額表示」を義務化 • 大手飲食店で値上げの動き • コンビニATMの手数料値上げの動き
働き方	<ul style="list-style-type: none"> • 非正規雇用「格差是正」の適用範囲拡大 • 労災保険の対象拡大

■20世紀以降に世界を襲った主な感染症■

	感染者数	死亡率	病原体	感染源
スペイン風邪 (1918~1920年)	5億人	2~3%	インフルエンザウイルス (H1N1)	鳥類
香港風邪 (1968年~)	5億人以上	0.2%未満	インフルエンザウイルス (H3N2)	豚
エボラ出血熱 (2014~2015年)	約2万8000人	約40%	エボラウイルス	コウモリ
SARS (2002~2003年)	約8000人	約10%	SARS ココサウイルス	コウモリ
新型インフルエンザ (2009年)	約6000万人	0.1%未満	インフルエンザウイルス	豚
MERS (2012年~)	約2500人	約34%	MERS ココサウイルス	コウモリ
新型ココサウイルス感染症 (2019年~)	7800万人以上	2~3%	新型ココサウイルス	コウモリ

催し物のご案内

劇団 群馬中芸 春のこども劇場

カエルの の豆太

童話「かえるの豆太」による歌芝居

2021年5月1日(土)

①午前11:30 ②午後2:00

ところ あかぎ未来スタジオ

大人 2,000円、こども 1,000円

(こども-3才から高校生まで)

全席自由・要事前予約・各回定数60人

◇感染症予防にご協力ください

お問合せ・お申込み

TEL 027-288-2700

FAX 027-288-2792

HP www.gunmachugei.com

群馬県前橋市富士見町赤城山 626-498

〒371-0101 劇団 群馬中芸



◆上映日程：5月8日（土）～5月28日（金）

◆前売券：1,300円（一般・学生） 1,100円（シニア） ※高校生以下 当日 1,000円

前橋シネマハウス 前橋市千代田町5-1-1 アーツ前橋上3F ☎027-212-9127

【お問い合わせ】 県労会議：027-221-2093

丹 治：090-7797-4673

大 川：080-3203-4680

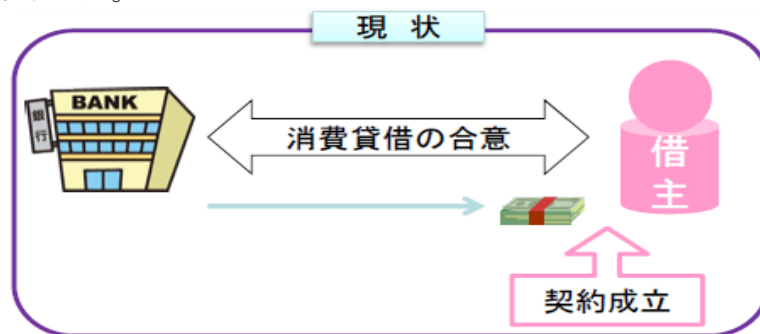
群馬共同映画社：027-252-2261

民法改正ニュース (7)

「消費貸借に関する見直し」

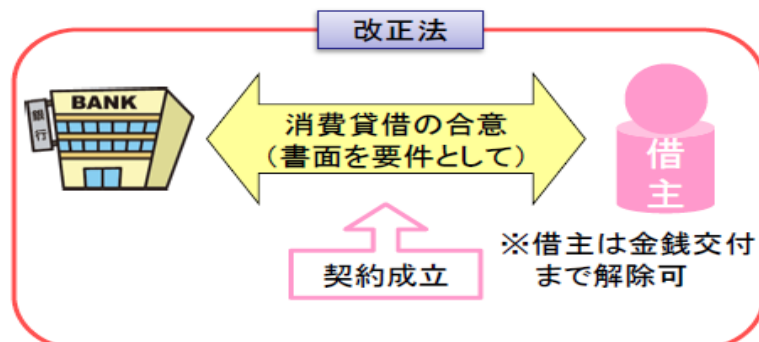
「消費貸借」とは、物の貸し借りのことです。※金銭消費貸借契約を例にします。

- これまでは、金銭の借入について貸主と借主が合意をしても、実際に金銭が交付されるまで契約は成立しない（要物契約）とされていました。
- 金銭の引き渡しがあるまで、消費貸借契約が成立しないということは、借主は貸主に対して金銭の交付を請求することができませんでした。
- 判例上、合意のみによる消費貸借の成立も認められていますが、区別があいまいで不安定という問題がありました。



以下、**改正された内容**です。

- 書面によることを要件として、合意のみで消費貸借の成立を認めました。
- 借主は、金銭の交付を受ける前は、いつでも契約を解除できるようになりました。（借主に借りる義務を負わせないようにするためです。）
- ただし、契約の解除によって貸主に損害が発生するときは、貸主は賠償請求ができます。（消費者ローンなど少額多数の融資では、借主の契約解除による損害はなしとします。）



参考：法務省 民法の一部を改正する法律（債権法改正）について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

経営・金融サポートニュース

小規模事業者持続化補助金のご案内

「一般型」と共に終了した「コロナ特別対応型」に代わり、「低感染リスク型ビジネス枠」の公募が2021年3月から開始しました。
(対人接触機会の減少に資する取組であり、かつ、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組であることが対象事業になります。)

	持続化補助金	
	低感染リスク型ビジネス枠	一般型
補助額	最大100万円	最大50万円
補助率	3/4	2/3
補助対象 (一例)	<ul style="list-style-type: none">・オンライン化のためのツール・システムの導入・ECサイト構築費など (※)	<ul style="list-style-type: none">・店舗の改装・チラシの作成・広告掲載など
申請方法	電子申請のみ	書類郵送 もしくは電子申請

※感染防止対策費については、補助金総額の1/4(最大25万円)を上限に補助対象経費に計上することが可能です。

公募期間 【一般型】

令和3年 6月 4日 (第5回締切)

【低感染リスク型ビジネス枠】

令和3年 5月 12日 (第1回締切)

令和3年 7月 7日 (第2回締切)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室コールセンター

TEL : 03-6837-5929 (受付時間 : 9時~18時、土日祝日除く)

ホームページ : <https://www.low-risk-jizokuka.jp/>

小規模事業者持続化補助金引用元 : 令和2年度第3次補正予算「小規模事業者持続化補助金
<低感染リスク型ビジネス枠>」の公募を開始しました (経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210331013/20210331013.html>